

2023年10月制度スタート!

インボイスの情報提供 きっかけトーク

税理士法人 SBL 代表社員 / 税理士
行政書士 / CFP®

八木 正宣

2023年10月から開始予定のインボイス制度。本連載ではお客様への情報提供の際に押さえておくべきポイントをきっかけトークとともに解説します。

第11回

インボイスを電子取引で
授受した場合の
保存方法を
ご存知ですか?



イ
ンボイス制度が導入され
た3ヵ月後の令和6年1
月より、電子取引にて授受した
インボイス等の電子データ保存
が義務付けられます。

この規定は、事業規模の大小
や法人・個人事業の区別に関係
なく、すべての事業所に対して
強制的に適用されますので、ポ
イントを押さえておきたいとこ
ろです。

所得税や法人税等の国税に関
わる帳簿や書類は7年間ないし
5年間保存する義務がありま
す。昨今、パソコン上で経理事
務処理を行うことも多くなり、
電子データでの保存ができる環
境も整えられてきました。

電子帳簿保存法は国税で保存

が求められる帳簿や取引関係書
類について、パソコン等を用い
てデータで保存する際の保存要
件を定めた法律です。電子帳簿
保存法では、次の3つの形態で
のペーパーレスの実現を目的と
しています。

①電子帳簿等保存

会計ソフト等で電子的に作成
した帳簿や書類については、紙
で印刷せずデータのまま保存で
きる。

②スキヤナ保存

紙で受領・作成した書類をス
キヤナで取り込み電子データで
保存し、紙の書類を破棄でき
る。

③電子取引データ保存

電子メール等で授受した国税

関係書類の取引情報について
は、一定の方法でデータを保存
しなければならない。

これらの形態のうち①と②に
関しては、紙で保存するか電子
データで保存するかは事業所の
任意ですが、③の電子取引につ
いては、令和6年1月からすべ
ての事業所がデータ保存をしな
ければなりません(図表1)。

電子取引データの保存は 改ざん防止措置等が必要

令和6年1月より電子取引に
より授受した取引データは、改
ざんの防止のための措置や、一
定の検索機能を持たせて保存し
なければなりません。

改ざん防止のための措置と
は、「訂正・削除の履歴が残る
システムで授受して保存する方
法」のほか、「改ざん防止のた
めの事務処理規程を定めて守
る」といったシステム費用をか
けずに済ませる方法もありま
す。改ざん防止のための事務処

図表1 電子データ保存の対象となる帳簿・書類

国税関係帳簿	国税関係書類			EDI取引 インターネット取引 電子メール添付 ペーパレスFAX クラウド取引等の 電子取引
	決算 関係 書類	取引関係書類		
		自己が作成する 書類の写し等	相手方から受領 した書類等	
仕訳帳 総勘定元帳等	貸借対照表 損益計算書 棚卸表等	見積書 発注書 請求書 領収書等	見積書 発注書 請求書 領収書等	見積書 発注書 請求書 領収書等
電子帳簿等保存 (任意)			スキャナ保存 (任意)	電子データ保存 (強制)

図表2 索引簿の作成例

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20241227	55000	国税工務店(株)	領収書

図表3 ファイル名の作成例

	20240331_110000_(株)霞商店 .pdf
	20240210_330000_国税工務店(株) .msg
	20240228_330000_国税工務店(株) .pdf
	20241217_220000_(株)霞商店 .msg

出所：国税庁「令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて」

理規程のサンプルは国税庁ホームページに掲載されています。システムを導入せずに検索要件を満たすための方法は、表計

算ソフト等で索引簿を作成する方法のほか(図表2)、規則的なファイル名を付す方法があります。データのファイル名に規

則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です(図表3)。

今後活用が期待されるデジタルインボイス

消費税の仕入税額控除の要件であるインボイス制度と電子取引データ保存の義務化は、どうしても企業に一定の業務を強いる形になっています。

一方で企業側の目線で、事務処理業務効率化を目的とし、データの様式を構造化・標準化した「デジタルインボイス」の活用が推進されています。これは単に紙の文書を電子化するだけでなく、業務プロセス自体のデジタル化を図るものです。

デジタルインボイスによって、これまでアナログで作業していた請求書処理、支払処理、入金・消込確認といった業務が一気にデジタル化・省力化さ

れ、劇的な業務効率の向上が期待できると言われています。例えば、請求明細データと入金明細データをひも付けるキーを持たせることによって、売り手企業が目視で行っていた請求明細の消込作業が、自動化されること等が期待されています。

- 令和6年1月から電子取引により送信または受信したインボイス等は、改ざん防止や検索機能等の要件を満たした一定のルールに従いデータ保存しなければならない
- デジタルインボイスとは、データの様式を構造化、標準化したインボイスのことで、請求書の処理、支払処理、入金消込等の事務作業の効率化が期待できる

取引先に伝えたいポイント

